

第5編 原子力・その他事故災害編

第2章 その他事故対策

鉄道・航空機事故対策の方針	751
---------------	-----

【鉄道・航空機事故対策の方針】**1 事故対策本部の設置**

市域またはその近隣において、鉄道・航空機の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、市長は、必要に応じて、「事故対策本部」を設置し、当該交通機関、国・県等各防災関係機関、付近住民と連携し、その応急対策を実施する。その組織、運営等は第2編「震災編」の災害警戒本部に準じる。

2 災害対策本部の設置

市長は、事故の規模が大きく、総合的な応急対策が必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、応急対策にあたる。

3 現地合同対策本部の設置

状況に応じ、各関係機関による現地での応急対策を円滑に進めるため、各関係機関の協議により、現地合同対策本部を設置するものとする。

市は、災害現場付近の公共施設など、適切な設置場所の確保に努めるものとする。

